指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

海上運送法第二条第十四項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～二四〇	（略）	（略）	（略）
二四一	島野浦島	宮崎県	島野浦漁港と南浦漁港、熊野江港、古江港古江地区又は北浦漁港との間
二四三～二八〇	（略）	（略）	（略）

改正前

海上運送法第二条第十四項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～二四〇	（略）	（略）	（略）
二四一	島野浦島	宮崎県	島野浦漁港と南浦漁港、熊野江港、古江港古江地区又は北浦漁港との間
二四二	宮崎大島	宮崎県	大島港と目井津漁港との間
二四三～二八〇	（略）	（略）	（略）

附則

この告示は、令和八年三月三十一日から施行する。

公告

諸事項

破産手続開始